


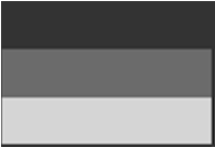

参考付表 1 位置情報確認等に利用される主要な電子機器システムの概要

システムの種類		システムの概要	本人確認の方法	使用機器	備考
自動報告システム (Automated Reporting System)	電話使用を基本とするシステム	スケジュールに従い、対象者は指定された電話番号に電話をかけ、電子音声の質問に回答することにより所在等を確認する。	初期登録時に採取された声紋との照合（音声認証）及び発信電話番号により本人確認。	固定電話器	簡易なシステムで費用安価。再犯や犯罪被害のリスクが比較的低い者に利用される。
	自動報告システム	対象者は特定場所に赴き、設置されたコンピュータ端末にアクセスし、質問に回答する（監督指導省力化の手段であり、対象者の位置情報確認には用いられない。）。	ID番号、パスワード、バーコード、指紋、掌紋等により本人確認。	特定場所に設置されたコンピュータ	Automated Reporting Kioskとも呼ばれている。機械設置場所への出頭時に、住所・職業変更の有無、監督官から指示事項等も確認され、監督料金支払に利用されることもある。濃密な介入を要さない者に利用されている。
プログラム化された接触システム (Programmed Contact System)		予定された時間又はランダムに、監視センターコンピュータが対象者宅に電話をかけ、生体認証技術等により、在宅の有無が確認される。	①声紋照合（音声認証） ②ビデオ照合 ③デバイス照合	固定電話器（付属装置）	外出禁止措置中の者などのうち比較的低リスクの者に利用。費用安価。電話回線を常時接続可能とする必要がある。②と③の場合は、カメラや本人確認用コードの読取装置等の付属装置が必要となる。
無線電波方式装置 (Radio Frequency Devices, RF)		自宅等に設置された受信機が発信機からの信号を検知し、固定電話回線又は携帯電話回線を経由して在宅状態の有無に関する情報が、監視センターに伝達される。	本人の足首あるいは手首に装着された発信機からの信号が、居宅に設置された受信機の受信エリアにあるかどうかで在宅状態が確認される。	発信機 受信機 電話回線	Continuous Signaling Deviceとも呼ばれる。ほぼリアルタイムで在宅有無の確認が可能。被害者警告・通知システム、屋外追跡用装置を併用することも可能（このような機能が必要な場合は、近年はGPS装置を利用することが多い。）。
GPS方式装置 (Global Positioning System Devices, 全地球測位方式)		対象者が外出時に携帯するGPS受信機（携帯追跡装置）が、発信機及び人工衛星からの信号を受信し、携帯電話回線を経由し、モニタリングセンターに対象者の位置情報が伝達される。外出禁止、立入禁止、接触禁止等の行動制限の設定及びその違反検出が可能。	本人の足首あるいは手首に装着された発信機からの信号を腰部等に付けて携帯する受信機が受信するかどうかで確認（一体型機種では発信機と受信機が足環部に組み込まれている。）。	発信機 受信機 充電器	能動型（アクティブ）GPSと受動型（パッシブ）GPSの2種が基本型で両者の併用タイプ（ハイブリット型）もある。電波受信困難地域（例、森林、山岳、都市の高層ビル密集地、地下）が存在し、天候等も位置情報確認の可否や精度に影響する。性犯罪者、暴力犯罪者、DV加害者、ギャングなど、問題発生時の第三者への危害のリスクが高いと考えられる対象者に使用されることが多い。
施設内無線電波方式位置情報確認装置 (Radio Frequency Identification Devices, RFID)		対象者が施設内で携帯又は装着する発信機（ICタグ）の個人識別情報を、施設内の各区画に設置された受信機で検知し、施設内の集中監視ユニットに情報伝達し、位置情報等を管理するもの。	本人の手首あるいは足首や衣類に装着された発信機等からの信号を近接エリアの受信機が受信するかどうかで対象者の位置を確認。	発信機 受信機	ほぼリアルタイムでの位置確認が可能。施設内対人トラブル、逃走の防止、職員の戒護なしの施設内移動等の管理に利用される（職員の位置確認にも併用することもある。）。 ICタグには自ら信号を発信するアクティブタグと通過区域の確認機材に反応するパッシブタグとがある。

注 1 Offender Supervision with Electronic Technology(Crowe, et al., 2002, pp.56-68.)からの抜粋により、『法務総合研究所研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究』で作製した表(p.194)の内容を、同書の改定版(DeMichele & Payne, 2009, pp.28-46.)の記述等に基づき、一部加筆・改訂し作成。

- 2 無線電波方式(RF方式)では、被害者警告・通知システム(Victim Alert/ Notification Systems)、屋外位置監視装置(Field Monitoring Devices)を利用することもできる。被害者警告・通知システムは、被害者に対する警告・通知機能や加害者の接触禁止命令の遵守状況を知らせる機能を付加したものであり、通常DVの被害を受けた被害者保護のために使用される。受信機が、被害者及び加害者双方の自宅に設置され、発信機は双方によって携帯される。加害者の受信機は、加害者の在宅の有無を検知し、被害者の受信機は、加害者が被害者宅に接近した場合に、加害者の発信機の信号を検知する。屋外位置監視装置とは、保護観察官等の監督官が携行する携帯式受信機が、対象者の足首(又は手首)に装着された発信機の信号を検知するもので、学校への登校状況、職場への出勤状況、治療プログラムへの参加状況等、自宅外における対象者の所在を確認するために使用される。現在では、GPS方式でも、ポケットベルや携帯電話型端末を貸与することにより、被害者警告・通知を行うことが簡便にできる(GPS方式の場合、屋外所在位置は追跡確認されているため、屋外位置監視装置による確認は必要ない。)
- 3 能動型(Active)GPS装置とは、対象者の行動をほぼリアルタイムで追跡しモニターする方式であり、受動型(Passive)GPS装置とは、対象者の位置情報を一定期間ごとモニターした後、携帯電話回線で数時間単位で蓄積された位置情報を送信するか、対象者が帰宅後に、位置情報を充電器を兼ねたモニタリングユニットからまとめて送信し、翌日、違反の有無等を確認する方式である。前者の方が後者よりもランニングコストが高いが、受動型の位置情報事後確認には人的負担が大きいことから実質的なコストは大差がないという指摘もある。遵守条件違反が重大な結果をもたらすような高リスクの対象者には、警報が発せられた際に即座に対応できる能動型が適するとされる。現在は、受動型から能動型にモード変更できるハイブリッド型機器もある(ハイブリッド型の場合、通常は、受動型モードで使用し、警報が出ると能動型モードでほぼリアルタイムの追跡が行われる。)。GPS機器は、電気通信技術の進歩に伴い、小型・軽量化する傾向にあり、衛星信号だけでなく、携帯電話基地局情報、地下の無線標識情報等各種測位技術を併用するなどして測位精度を向上させ、測位情報エラーや測位情報途絶を防止する努力が続けられている。
- 4 上記のほか、遠隔アルコール検知装置(Remote Alcohol Detection Devices、位置情報確認を併用できる機器もある。)及びその一類型としてのイグニッション・インターロック装置(Ignition Interlock Devices)があるが、いずれも主として飲酒運転罪に問われた者を適用の対象としている。遠隔アルコール検知装置とは、対象者が自宅に設置されたアルコール検知器に呼気を吹き込む、又は、体液から検出されるアルコール分を足環型センサーで測定することにより、アルコール濃度を検知するものであり、イグニッション・インターロック装置とは、遠隔アルコールテストの特別なタイプであり、乗用車に取り付けられた装置によって運転前にドライバーの呼気アルコールテストを行い、アルコールが検出された場合はエンジンが始動できないようにする装置である。

参考付表 2 調査対象国における電子機器

国名		フランス	ドイツ (ヘッセン州)	スウェーデン
調査事項				
位置情報確認技術の利用開始時期		・2000年～固定式電子監視 (P S E, 無線電波方式) ・2006年～移動式電子監視 (P S E M, G P S 方式)	・2000年～無線電波方式開始 (ヘッセン州)	・1994年～無線電波方式開始 ・1997年～全国展開
実施地域 (2010年調査時)		全国	2 州	全国
対象者	1 公判前段階措置	司法監視対象者	勾留状執行猶予対象者 (ヘッセン州, 以下も同じ)	×
	2 保護観察, 拘禁刑の代替措置	短期拘禁刑受刑者	執行猶予対象者	短期自由刑受刑者
	3 拘禁刑受刑者の早期釈放等措置	早期釈放対象受刑者	残刑の執行猶予対象者	仮釈放前準備期受刑者
	4 各種予防的措置対象者	社会司法追跡調査, 司法監視対象者, 保安留置対象者	行状監督対象者	×
	5 その他	×	恩赦対象者	×
電子監視機器利用に係る法令整備の状況	刑法・刑事訴訟法に電子監視規定を整備	既存法令を改正せず運用 (ヘッセン州)	電子監視に特化した法令を整備	
決定権者	裁判所	裁判所	刑務所・保護観察庁	
監督実施主管官庁	司法省, 行刑局所管機関	司法省, 裁判所	刑務所・保護観察庁	
位置情報確認の内容等	いずれの区分も本人の同意を得て実施。措置期間中の在宅状況や外出制限, 立入・接近禁止等遵守状況を確認。	本人の同意を得て, 上記対象者に対する裁判所の指示の遵守状況把握手段として実施。措置期間中の在宅状況等を確認。	短期自由刑の代替措置は本人の申請を所管庁が審査。仮釈放前準備は本人の同意を得て実施。集中的な監督措置の一環として在宅状況等を確認。	
確認方式① 無線電波 (R F) 方式	○	○	○	
確認方式② G P S 方式	○	× (導入の動向あり)	× (高リスク者管理に導入検討開始)	
確認方式③ その他の方式	×	×	△ 受刑者の刑務所内 所在確認を一部開放施設で実施	
その他参考事項	・ P S E, P S E M ともに適用範囲を拡大する傾向。	・ 2008年, ヘッセン州において少年受刑者の社会復帰準備のための釈放措置において活用することを定めた法律を整備 (実績なし)。 ・ バーデン=ヴュルテンベルク州が, 2009年電子監視の規定を法制化。2010年10月から試行開始。 ・ 2011年1月, 行状監督において本人の同意なしに電子機器装着の義務付けを可能にする連邦法規定を整備。	・ フロントドア施策について, 対象刑期の拡大及び G P S 方式の導入を検討。 ・ ストーカー行為の加害者への適用を可能とする法律が2011年10月から施行。 ・ 少年犯罪者への適用を検討。	
備考	* 無線電波 (R F) 方式・・・足環等から発信される無線信号を居宅に設置された受信機で受信し, 在宅 * G P S 方式・・・人工衛星信号を受信する携帯型受信機 (追跡装置) を, 外出時, 腰部等に装着・携行し, に送信された携帯型受信機 (追跡装置) の位置情報を, 地理情報システムを利用したソフトウェアで地図後的に確認する。発信機と受信機が一体型の機種もある。)。 注: 本表に記載の事項は, 原則として, 2010年11月～12月に現地調査を行った時点の状況を記載している。			

利用による位置情報確認制度の概要一覧

英 国	カナダ	米 国	韓 国
			
<ul style="list-style-type: none"> ・1989年～無線電波方式開始(試行) ・1999年～全国展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・1987年～無線電波方式開始(ブリティッシュコロンビア州) ・2006年～GPS方式開始(ノバスコシア州) ・2008年～GPS方式試行(連邦) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1983年～無線電波方式開始(ニューメキシコ州) ・1997年～GPS方式(フロリダ州) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年～GPS方式 開始
全国	連邦(試行) 及び大半の州	連邦及び大半の州	全国
保釈対象者	保釈対象者(一部州)	保釈対象者(連邦/州)	×
<ul style="list-style-type: none"> ・社会内命令対象者 ・青少年更生命令対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロベーション対象者 ・条件付拘禁刑対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロベーション対象者 ・在宅拘禁対象者 	保護観察付執行猶予対象者(性暴力犯罪等特定犯罪の者、以下の区分も同じ)
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅拘禁外出禁止の対象となる受刑者 ・拘留・訓練命令対象者(少年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時帰休対象者 ・パロール対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部通勤、一時帰休対象者 ・刑務所釈放前準備プログラム対象者 ・パロール、監督付釈放対象者 	刑務所仮釈放対象者
×	刑法810条命令対象者(一部州)	<ul style="list-style-type: none"> ・通所方式の民事的収容対象者(民事的収容措置解除後の適用対象者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・治療監護所仮終了、治療委託者 ・裁判時電子装置装着命令が科された対象者
×	×	×	×
各種刑事関係法令に電子監視規定を整備	州法に電子監視規定設置州と既存法令下で運用する州あり、連邦は既存法令下で試行運用	連邦法及び州法に電子監視関連規定を整備	電子監視に特化した法令を整備
裁判所、刑務所・青少年施設在宅拘禁委員会	裁判所、パロール委員会等	裁判所、パロール委員会等	裁判所、保護観察審査委員会、治療監護審議委員会
司法省、NOMS、プロベーションサービス	矯正保護関係機関等(連邦・州)	矯正保護関係官庁、裁判所、各種法執行機関	法務省、保護観察所
いずれの区分も法律上本人同意は必要とされず、措置期間中の外出制限等の遵守状況について在宅状態等を確認。	各種処分期間中の、外出禁止、外出時行動制限等の処遇条件の履行状況を確認(全般に処遇の一条件として実施されている。)	各種処分期間中の、外出禁止、外出時行動制限、飲酒禁止等の履行状況を確認(全般に処遇の一条件として実施するものが多い。)	本人の同意不要。監視命令期間中、対象者は保護観察に付され、外出制限、立入・接近禁止等遵守状況を行動追跡し確認。
○	○	○	×
×	○	○	(在宅状態はGPS装置の付加機能で把握)
(2004-06年に試行、本格導入見送り)	(制度化1州、連邦・他数州が試行中)	(少なくとも連邦及び約7割の州が性犯罪者の監督に利用)	○
○ 電話音声認証	△ 電話音声認証(一部州)	○ ・電話音声認証 ・アルコール摂取検知 ・刑務所・拘置施設の施設内所在確認を一部施設で実施。	△ 電話音声認証方式を少年に実施
・電子機器の施用から監視業務のほとんどを民間企業に委託。	・連邦法である矯正及び条件付釈放法改正案に電子監視に関する規定が設けられ、議会で審議中。	・アメリカ国内においては、GPS方式機器利用は近年増加傾向。 ・位置情報を犯行場所情報と関連づけ捜査に利用する法域も一部にある。	・GPS機器は、法務部と自国の機器メーカーが共同開発。 ・対象者は各種重大事犯者に拡大する傾向。 ・性犯罪者対策では、薬物療法、ポリグラフ検査、性犯罪者の情報公開等、アメリカと同様な包括的対応を急速に進めている。

の有無を電話回線経由で自動的に確認する方式。

足環等から発信される無線信号が携帯型受送信機の受信距離にあることを確認の上、携帯電話回線経由でモニタリングセンター上で把握・追跡するなどして確認するもの(能動型はほぼリアルタイムで位置を確認、受動型は一定期間記憶した位置情報を事